

平成 27 年千葉市教育委員会会議
第 3 回定例会会議録

千葉市教育委員会

平成27年千葉市教育委員会会議第3回定例会会議録

日時 平成27年3月18日(水)

午後2時00分開会

午後3時30分閉会

場所 教 育 委 員 会 室

出席委員 委 員 長 和田 麻理
 委 員 中野 義澄
 委 員 明石 要一
 委 員 小西 朱見
 教 育 長 志村 修

出席職員 教 育 次 長 田辺 裕雄 保 健 体 育 課 長 津野 政彦
 教 育 総 務 部 長 米満 実 教 育 セ ン タ ー 所 長 遠 藤 悟
 学 校 教 育 部 長 磯野 和美 養 護 教 育 セ ン タ ー 所 長 山 本 雅 司
 生 涯 学 習 部 長 朝生 智明 生 涯 学 習 振 興 課 長 増 岡 忠
 総 務 課 長 石野 隆史 中 央 図 書 館 長 松 尾 修 一
 企 画 課 長 大崎 賢一 総 務 課 人 事 ・ 労 務 担 当 課 長 武 大 介
 学 校 施 設 課 長 真田 賢一 生 涯 学 習 振 興 課 科 学 教 育 推 進 担 当 課 長 西 村 安 正
 学 事 課 長 小川 彰 総 務 課 総 括 主 幹 小 名 木 啓 一
 教 職 員 課 長 伊藤 剛 学 事 課 長 補 佐 布 施 善 幸
 指 導 課 長 山本 幸人

書 記 総 務 課 長 補 佐 山本 春樹 総 務 課 主 任 主 事 片 岡 比 佐 史
 総 務 課 総 務 係 長 渡 邊 実 総 務 課 主 任 主 事 杉 山 隆
 総 務 課 人 事 係 長 鴫 田 昌 奈 総 務 課 主 任 主 事 佐 久 間 暁 子
 総 務 課 主 任 主 事 岡 田 裕 樹 総 務 課 主 事 荒 井 博 行

- 1 開会
和田委員長より開会を宣言
- 2 会議の成立
過半数委員の出席により会議成立
- 3 会議録署名人の指名
和田委員長より明石委員を指名
- 4 会期の決定
平成27年3月18日（1日間）ということで全委員異議なく決定
- 5 議事日程の決定
議事日程を全委員異議なく決定
- 6 会議録の承認
平成26年第8回、第9回及び第10回定例会会議録を全委員異議なく承認
- 7 議事の概要
 - (1) 非公開事項の決定
議案第15号及び議案第16号を非公開審議とする旨決定
 - (2) 報告事項
報告事項(1) 平成27年第1回千葉市議会定例会について
石野総務課長より報告があった。
報告事項(2) 平成27年度千葉市立稲毛高等学校附属中学校及び千葉市立高等学校入学者選抜について
小川学事課長より報告があった。
報告事項(3) 平成28年度教員採用選考について
伊藤教職員課長より報告があった。
報告事項(4) 平成26年度後期ライトポート・グループ活動諸行事について
遠藤教育センター所長より報告があった。
 - (3) 議決事項
議案第11号 千葉市教育委員会組織規則等の一部改正等について
議案第12号 千葉市教育委員会決裁規程及び千葉市教育委員会公文書取扱規程の一部改正について
石野総務課長より一括説明があった後、審議。議案ごとに個別で議決を行った結果、全委員異議なく、原案どおり可決した。
議案第13号 千葉市教育委員会教育長の職務に専念する義務の特例に関する規則の制定について
武総務課人事・労務担当課長より説明があった後、審議。全委員異議なく、

原案どおり可決した。

議案第14号 博物館の登録に関する規則の制定について

増岡生涯学習振興課長より説明があった後、審議。全委員異議なく、原案どおり可決した。

議案第15号 事務局等職員の人事について

総務課人事・労務担当課長より説明があった後、審議。全委員異議なく、原案どおり可決した。

議案第16号 市費負担教育職員の人事について

教職員課長より説明があった後、審議。全委員異議なく、原案どおり可決した。

(4) 発言の要旨

報告事項(1) 平成27年第1回千葉市議会定例会について

和田委員長 総務課長、報告をお願いします。

石野総務課長 報告事項(1)「平成27年第1回千葉市議会定例会について」、報告します。

まず、会期ですが、2月16日から3月5日まで。代表質疑、予算審査特別委員会分科会、教育未来委員会、一般質問等が行われました。

次に、提出議案の審議状況についてですが、さきの教育委員会会議第2回定例会において審議いただきました、(1)平成26年度千葉市一般会計補正予算(第6号)、(2)千葉市教育委員会教育長の勤務時間、休暇等に関する条例の制定について、(3)千葉市教育委員会教育長の職務に専念する義務の特例に関する条例の制定について、(4)千葉市教育委員会委員定数条例等の一部改正等について、(5)千葉市史跡保存整備委員会設置条例の制定について、(6)千葉市児童文化センター設置管理条例の廃止について、(7)特定事業契約について、最後に(8)平成27年度千葉市当初予算について、教育未来委員会等の審査を経て、3月5日の本会議において可決されました。

次に、代表質疑・一般質問についてです。代表質疑ですが、5会派から質問の通告があり、全会派が教育委員会に関する質問を行いました。主な質問項目としては、記載のとおりです。一般質問については、13人から通告があり、うち4人が教育委員会に関する質問を行いました。主な質問項目については、記載のとおりです。

次に、請願の審査についてですが、請願第1号として、「学び

と成長を支える給付型奨学金制度創設を求める請願」があり、教育未来委員会の審査を経て、3月5日の本会議において不採択とされました。

報告事項(2) 平成27年度千葉市立稲毛高等学校附属中学校及び千葉市立高等学校入学者選抜について

和田委員長 学事課長、報告をお願いします。

小川学事課長 報告事項(2)「平成27年度千葉市立稲毛高等学校附属中学校及び千葉市立高等学校入学者選抜について」、報告します。

12月の定例教育委員会会議で報告したとおり、平成27年度千葉市立稲毛高等学校附属中学校入学者選抜は、男子336人、女子419人、合計755人が出願をしました。入学者選抜検査は平成27年1月24日(土)に行い、男子327人、女子407人、合計734人が受験しました。受験倍率は、男子が8.2倍、女子が10.2倍、合計で9.2倍になりました。

入学許可候補内定者は、1月30日に男子40人、女子40人、合計80人を千葉市立稲毛高校で掲示により発表しました。この後、2月3日正午までに男子35人、女子35人、合計70人が入学確約書を提出し、入学許可候補者に確定しました。入学確約書未提出者分10人については、発表時に内定者になっていなかった者の中から、順に入学許可候補者としました。

続いて、3年目を迎えた英語による検査の状況について報告をします。平成25年度選抜より始まったのですが、初年度においては、英文による適性検査Ⅰ・Ⅱ、英語の発問による面接の両方を希望した志願者は、男女1人ずつ、合計2人、そのうち男子1人が受験をしましたが、残念ながら合格者はいませんでした。平成26年度選抜でも、英文による検査Ⅰ・Ⅱ、英語の発問による面接の両方について、男子2人が出願し、受験しましたが、結果として、合格者は0人でした。

そして、今年度ですが、英文による検査Ⅰ・Ⅱについて、女子1人が出願をして、1人が受験をしました。また、英語の発問による面接について、女子2人が出願し、1人が受験をしました。残念ながら今年度も合格者は0人でした。3年間、英語による選抜を行ってきましたが、志願者、受験者ともに極めて少ない状況であり、合格者はまだ出ていないという状況です。

また、英語による検査に伴う課題が幾つかありますので、これらについて廃止も含めて、次年度以降検討していかなければいけ

ないと思っています。

次に、平成27年度の千葉市立高等学校入学者選抜について、報告します。

前期の入学選抜ですが、両校の志願倍率は、市立千葉高校が普通科2.58倍、理数科3.25倍、市立稲毛高校が普通科2.48倍、国際教養科2.93倍となりました。県の全日制高校の平均倍率が1.81倍であることから、両校とも大変高倍率だったと言えると思います。

検査は、2月12日（木）に5教科の学力検査を行い、13日（金）に市立千葉高校が小論文、稲毛高校が面接の検査を行いました。2月19日（木）に両校とも予定人員数と同数の入学許可候補者内定者を発表して、2月20日（金）までに入学確約書が提出され、入学許可候補者が確定しました。

次に、後期選抜ですが、募集定員から前期選抜で入学許可候補者に内定し、入学確約書を提出した数を減じた数が募集定員となります。市立千葉高校が普通科1.77倍、理数科2.31倍、市立稲毛高校が普通科1.86倍、そして国際教養科が実に県内最高3.60倍となりました。全日制高校の県平均が1.39倍であることから、後期選抜においても両校とも大変高い倍率を維持していると思います。

後期選抜は、3月2日のみで5教科の学力検査を行い、3月6日に前期選抜の入学者と合わせて発表しました。発表数は記載の通りです。

明石委員 10人が他の中学校に行っているのですが、その中学校名は把握できているのでしょうか。個人情報があって把握できていないのでしょうか。

小川学事課長 学校のほうでも知りたいところだと思いますが、確実に把握しているわけではありません。ほかの私立中学校の受検日程等を考えると、市内にもある渋谷教育学園幕張中学校や昭和学院秀英中学校や、あるいは都内の私立中学校に合格し、そちらに入学を決定したということだったと思います。個々については特に把握していません。

明石委員 この10人というのは、ここ8年間で多いほうですか、少ないほうですか。

小川学事課長 平成19年度から続けていますが、一番多かったのは、昨年度の12人で、例年、大体6～7人ですが、2桁になったのは二度

目で、10人は比較的多いほうです。

明石委員 卒業生を出して2年目ですね。

小川学事課長 そうです。

明石委員 ですから、大体評価が定まってきて、併願で試しに受けようかという受験生もいるのかもしれませんが。もう1年待ってみたいのですが、もし来年も2桁になったときは、少し内部で検討したほうが良いかと思います。例えば、今年度稲毛高校は東大に1人合格し、千葉高校が浪人生も含めて16人合格していますよね。やはり保護者としては県立と市立をてんびんにかけていきますし、渋谷教育学園幕張中学校や昭和学院秀英中学校などの競争相手が出てきますから、ちょうど10年様子を見て、今から内部で良い意味の検討委員会を立ち上げたほうが良いかという感じはします。

なぜかというところ、この英語の問題を作った教職員は本当に大変なエネルギーを使うのですよ。それで一昨年度から3年間で受験生が大体1人か2人でしょう。これも本当に作る教職員が、徒労と言ったら怒られますけれども、それに近いので、課長から話があったように、本当に廃止も含めて、もう一度、市立高校の中の附属稲毛中学校の在り方について、若い人を集め検討グループをつくってくれると嬉しいと思います。

和田委員長 今に関連することで、昨年度が12人だったということなのですが、その前の年はわかりますか。昨年度12名というのは急に増えたのですか。

小川学事課長 25年度は4人でした。ちなみに、24年度は8人、25年度が4人、26年度が12人、今年度が10人です。

和田委員長 一概に増えているというわけでもなく、でこぼこがあるのですね。

小川学事課長 そうです。

和田委員長 わかりました。

志村教育長 親の経済力や、進学塾の指導などもあるようですから、一概になかなか難しい、読めない状況があるようです。

和田委員長 英語検査に関しては、私も明石委員と同意見で、非常に準備が大変だということと、それからコメントの中でも、日本語で受ける子どもたちとの公平性が難しいということでもあるので、やはり廃止を視野に入れて検討してほしいと思います。

志村教育長 インターナショナルスクールが幕張にあり、これまで志願者

はどうしても1～2人でもいましたので対応しているわけですが、確かに苦労は大きいです。それから、やはりこれだけ倍率が高いと、英語だけ優秀であっても、全体の学力で評価する形になりますから、検討の余地はあろうかと思えます。今後、インターナショナルスクールの担当者ともよく相談してみたいと思えます。

和田委員長 学校の方針としても、既に英語ができる子どもを入学させるというよりは、学校に来て6年間の中で英語を育てていこうということも大きく、そのあたりの学校の方針等の兼ね合いもあると思えますので、検討してもらえればと思えます。

報告事項(3) 平成28年度教員採用選考について

和田委員長 教職員課長、報告をお願いします。

伊藤教職員課長 報告事項(3)「平成28年度教員採用選考について」、報告します。

平成28年度公立学校教員採用候補者選考は、第1次選考を7月12日(日)に行います。また、第2次選考については、小学校以外の志願者を8月21日(金)から23日(日)にかけての3日間、小学校の志願者を8月28日(金)から30日(日)までの3日間に実施する予定です。

なお、平成28年度の主な改善点は、3点あります。

1点目は、「講師等特例」として昨年度の1次選考を合格した者は、本年度の1次選考で教職教養が免除になります。2点目については、「特定教科特別選考」として、高等学校の看護・福祉・水産において、それぞれの資格に基づいた3年以上の実務経験がある者は、1次選考で小論文、集団面接のみの実施となります。最後に3点目ですが、北海道会場の選考実施校種がこれまでは小学校のみだったのですが、中学校、高等学校、特別支援学校ということで拡大をされます。

今後の採用選考については、県教育委員会と協議を進め、優秀な人材が採用できるよう志願者確保に努めていきたいと考えています。

報告事項(4) 平成26年度後期ライトポート・グループ活動諸行事について

和田委員長 教育センター所長、報告をお願いします。

遠藤教育センター所長 報告事項(4)「平成26年度後期ライトポート・グループ活動諸行事について」、報告します。

教育センターの教育相談部門では、学校への不応を起こして

いる児童・生徒に対し、学校への適応を目指して、系統的、段階的に指導・援助のサポートプログラムをもとに支援しています。その中で、たくさんの人との関わりや繋がりを持って、適応力や自己肯定感を高め、ライトポートやグループ活動の連携を図るために、ジョイント事業を計画的に実施しています。後期のジョイント事業の中心であるジョイントフェスタ、ジョイントキャンプ、職場体験について報告します。

まず初めに、ジョイントフェスタについてですが、平成26年12月12日に教育センター講堂で実施しました。この行事は、発表機会を提供し、自己肯定感を高める活動を行うとともに、各施設の仲間同士の協力性を高める活動場面を設定し、協力する喜びと仲間と交流する楽しさを知ることが目的としています。イオンリテールの後援を得ることで、社会の多くの方々が応援していることを知るといった目的もあります。

ライトポート・グループ活動の通級児童・生徒が、趣向を凝らした出し物を発表して、終了後のアンケートには、「今年は仲間との繋がりを強く感じた」「やればできる」「仲間っていいな」「みんなでやり遂げることが大切」など肯定的な感想が多く書かれていました。

ジョイントフェスタでは、各施設での練習や当日の交流を通して、子どもたちは成就感や達成感、連帯意識を高めたようです。交流の場を与え、適切な支援を行ったことが、集団に対する感情や認識の変容につながったと考えています。

続いて、長柄ジョイントキャンプについてです。2月4日から6日までの3日間、少年自然の家で行いました。豊かな自然の中で様々な体験活動を通して、自主性、社会性を育み、学校生活復帰の意欲を高めることを目的としています。第2回は、新しい仲間との出会いの中で、挑戦と発見をテーマに実施しました。

初日は、アイスブレイキングということで、出会いのゲームで参加者同士の関わりから始まりました。夜は5つのプログラムから体験したいことを自分で選び、その活動を楽しみました。第1回で非常に時間がかかった宿泊の部屋、グループ決めでは、1回目の反省を生かして仲間の気持ちを意識して話し合い、ここ数年で最少の時間で済みました。

2日目は、ダッチオーブン等を使っての創作ピザづくり、オリエンテーリング、キャンドルサービスなどいろいろなプログラム

に挑戦し、本キャンプのテーマを意識して、自分の目当てを達成するための意欲的な活動が見られました。

事前・事後のアンケートでは、仲間という部分、実践に関する、あるいは信頼に関する概念で変容したことがわかりました。新しい仲間との出会いの中で、触れ合い、語り合い、仲間のよさや自分との違いを見つけたこと、新しい仲間と協力していくことの楽しさや大切さについて、体験を通して学ぶことができ、大きな成果を上げたと思います。また、参観・視察に来た教職員と子どもたちが語らう姿も見られ、多くの方々に見てもらうことで、子どもたちの励みにもなりました。

次に、職場体験について報告します。初めに、イオンでの職場体験ですが、26年11月10日から12日までの3日間、イオンマリンピア稲毛海岸店で実施しました。この事業は、就業体験を通して社会性を養い、学校復帰のための力を高めることを目的にしています。

基本動作の訓練から売り場体験等、3日間で様々なことを体験しました。事前・事後のアンケートから、自分の気持ちに関しては自己評価で1.7ポイントの上昇が見られました。販売基本動作訓練や売り場体験等を通して、子どもたちは気持ちの高揚感や達成感を感じ、自己主張に関するスキルのことを高めることができたのだと考えています。

次に、2月17、18の2日間に行われた第二養護学校での職場体験です。この事業もイオンでの職場体験同様、社会性を養い、学校復帰のための力を高めることを目的としていますが、イオンとの違いは、障害のある児童への支援を通して障害への理解を深めることも目的に加えています。

事前・事後のアンケートでは、自分の気持ちに関して、やはり自己評価で2.4ポイントの上昇が見られました。資料に記載している感想以外に、「障害のある子どもたちは正直だ」「素直に感情を表現していて、かわいいと思った」「伝えたいことを体を使って一生懸命伝える」等の感想がありました。障害のある子どもたちへの認識が変容したことが見取れます。

最後に、資料に記載はありませんが、本年度、試行的に小学校のグループ活動を開催しましたので、簡単に紹介したいと思います。低学年と高学年に分かれて、年16回、親子で一緒にトランプをしたり、たこ焼きをつくったりして楽しむ活動を行いました。

いろいろな活動に参加することが、ややひきこもり系の子どもたちのエネルギーを刺激し、様々な活動に対する意欲が高まったように感じます。

このグループ活動に参加したということだけが理由だとは言えないのですが、小学校のグループ活動に参加した24人中3人が完全に学校復帰をしています。15人が学校への部分復帰、ライトポートへの入級等、18人の参加児童に好ましい変容が見られたと思います。今後も引き続き拡充をしていきたいと思っています。

次年度もたくさんの人とかかわりやつながりを持って、一人一人の適応力や自己肯定感が高まるように、計画的にジョイント事業を実施していきたいと思っています。

明石委員 要望ですが、成果が出ており、わかりやすい説明で非常に良い事業なので、できたら初任者研修や、5年経験者研修、10年経験者研修のときに、この事例を出して研修生にディスカッションをしてほしい。イオンのインターンシップと養護学校に行ったときのポイントは大きく変わっていますよね。なぜこれだけポイントが変わっているかということは若い先生方は余りわからないので、子どもがこれだけ態度が変容するというインパクト係数があることを研修の中でディスカッションしてほしい。さらに、こんな良い成果をここだけでなく、普通学級の先生方にも理解してもらえるように、研修の教材として使ってほしいと、要望します。

遠藤教育センター所長 小学校の不登校の対策の研修会があるので、その中では実施していますが、一般にまで広がっていない部分もありますので、次年度、検討しながらディスカッションの部分も検討しながらきちんと実施していくようにしたいと思います。

和田委員長 私たちも幾つかの行事に参加しましたが、ジョイントフェスタのときに最後の感想を述べる場面で、正直な子どもがいて、「疲れちゃって、明日塾のテストがあるのに、みんなどう？」という非常に正直な感想を言ってくれ、それも一つの感想だと思いました。やはりこのように記載された資料として出てくると、どうしてもプラスのことを書いてくれる子どもが多いと思うのですが、ここに出てこなくても、実際にマイナスの感想を持ったということは例としてありますか。第二養護学校ではやはりちょっと難しかったというような感想も出ていますが、ほかにあれば教えてほしいと思います。

遠藤教育センター所長 ジョイントフェスタに関連しては、86人参加したのですが、これがマイナスの感想かどうか分からないのですが、5人ほど紹介します。1つは「足に豆ができて大変だった」、続いて「発表の日に緊張した」、3つ目に「ダンスがもっと上手にできるのではないかと思った」「若葉と緑に負けて悔しかった」。ジョイントフェスタでは順位はついていないのですが、自分の意識としてそのように思ったのではないかと思います。「せりふが緊張した」、「疲れた」、その程度の感想になります。

ジョイントキャンプは、30人中4件あり、「今回は人が少なかった」、「キャンドルサービス、疲れた」、それから、「仲間と握手して感じたことと気がついたことは何ですか」という質問に対して、「何も気づけなかった」が1人、あとは「特にない」という感想を書いたのも1人で、マイナス部分です。

イオンについては、特にありませんでした。

養護学校では、先ほどと同じ「大変だった」という感想が出ています。

和田委員長 マイナスだからといって、それが本当に悪いということではなく、次につながることも多いと思いますので、マイナスの意見もちよっと散りばめてほしいと思いました。

小西委員 少々質問ですが、ジョイントキャンプの参加者30人のうち男子は8人しか参加していなく、女子の参加者が非常に多いのですけれども、これは毎年このような状況なのですか。

遠藤教育センター所長 基本的に女子の児童・生徒のほうが、ライトポートとグループ活動に通級している人が多いということと、もう一つは、女子のほうがやはり積極的な部分が多いのです。それがこの数字に表れているのではないかとはいえます。

小西委員 私もこのジョイントキャンプのピザづくりに参加しましたが、ついて指導などされていたボランティアと思われる方が、子どもたちととても信頼関係があって、良いと思ったのですが、見ていて、余り褒めることをしていなかったと感じました。褒める場面はたくさんあったのですが、友達のように会話をしている、それはそれで良いと思うのですが、やはり高い自己評価を感じさせてあげるには、どんな場面でも、小さなことでも良いので、もっとたくさんどんどん褒めて、そのようなところにもっと気を配ってほしいと思いました。

遠藤教育センター所長 わかりました。

和田委員長 色々な子どもがいるというのは、毎回私も参加するたびに思います。今回、ジョイントキャンプで私の入ったグループが、特にしゃべらない子どもが多いグループでした。今までは割とこちらから話しかけるのを待たずに子どものほうから話しかけてくれたのですが、何を聞いても首を縦に振るだけという子どもが半数を超えていたので、これは難しいなと感じました。しかし、あの場所に出てきてくれるだけでも相当なことだと思いますので、やはり根気強くこのようなことは続けていかななくてはならないと思いました。

議案第11号 千葉市教育委員会組織規則等の一部改正等について

議案第12号 千葉市教育委員会決裁規程及び千葉市教育委員会公文書取扱規程の一部改正について

和田委員長 議案第11号及び議案第12号については、関連があるため、一括して説明を行い、審議の後、個別に議決を行います。総務課長、説明をお願いします。

石野総務課長 議案第11号「千葉市教育委員会組織規則等の一部改正等について」及び議案第12号「千葉市教育委員会決裁規程及び千葉市教育委員会公文書取扱規程の一部改正について」、一括して説明します。

本議案は、平成27年4月1日付組織改正等に伴う所要の改正を行うため、規則及び訓令の一部を改正しようとするものです。

まず、規則等の改正の趣旨についてですが、平成27年4月1日付組織改正、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正などに伴う所要の改正を行うほか、規定の整備を図るため、11の規則及び2つの訓令について一部改正または廃止を行うものです。

次に、改正の概要についてですが、1点目として、組織改正に伴う改正。改正内容ですが、まず県費移譲課の新設。平成29年度の県費負担教職員の給与負担事務などの移譲に向け、給与制度の見直しや教職員定数、学級編制基準に関する業務などを円滑に実施するため、教育委員会学校教育部に県費移譲課を新設するものです。

次に、文化財課の新設です。加曽利貝塚の国特別史跡の指定申請や保存管理計画策定などの業務に対応するため、教育委員会生涯学習部に文化財課を新設し、あわせて特別史跡推進担当課長を新設するものです。これに伴い、生涯学習振興課の文化財保護室

を廃止します。

次に、担当課長の名称変更です。学校施設の老朽化対策として、学校施設保全計画に基づき、外壁改修などの計画的な保全改修等を推進するため、学校施設課に置かれる担当課長の名称を学校環境改善担当課長に改めるものです。また、科学都市戦略事業が教育委員会に一元化されたことに伴い、生涯学習振興課に置かれる担当課長の名称を科学都市戦略担当課長に改めるものです。

次に、スタッフ制の導入についてです。業務の繁閑に応じた柔軟な職員配置により業務の効率化を図るため、また所属長の裁量により係長級職員の適性に応じた職員配置を可能にするため、係制を廃止するものです。

改正する規則・訓令については、記載のとおりです。

2点目としては、地教行法改正に伴う改正についてです。改正内容ですが、まず新教育長の創設です。教育委員長と教育長を一本化した新たな責任者、いわゆる新教育長の創設に伴い、教育委員長の職務を教育長の職務とするほか、所要の改正を行うものです。

次に、臨時会に関する事項です。臨時会の招集に関する規定について、法改正の内容に合わせて改正を行うものです。

次に、会議録の作成・公表です。会議録については、会議の終了後遅滞なく作成し、公表するよう努めることとされたことを踏まえ、会議録に関する規定の改正を行うものです。

次に、議決事項の追加です。法第1条の4第4項の規定により、教育委員会から市長に対して総合教育会議の招集を求めることを議決事項とするものです。

最後に、その他として引用している法の条項のずれを改めるものです。

改正する規則・訓令については、記載のとおりです。

3点目として、県費負担学校事務職員に関する改正についてです。改正内容ですが、まず行政職3級の見直しです。千葉県における1職1級を基本とする職制の見直しに伴い、主任主事職を廃止するものです。次に、学校間連携組織の位置づけです。複数の学校で連携して業務を行う組織を規則上に位置づけるものです。改正する規則については、記載のとおりでございます。

4点目として、児童文化センターの廃止に伴う改正です。改正内容ですが、児童文化センターの廃止に伴い、南部児童文化セン

ターが担っていた蘇我小学校通学区域の公民館活動の所管を宮崎公民館に移し、児童文化センター印等の公印を廃止するほか所要の改正を行うものです。改正する規則、及び廃止する規則については、記載のとおりです。

次に、その他ですが、改正内容として、まず学校適正配置に伴う改正です。幸町地区、花見川地区に関する学校適正配置に伴い、小学校及び中学校の公印の個数を変更するものです。次に、申請等の押印の見直しについてです。育英資金支給申請書など4様式について、押印を不要とする見直しを行うものです。次に、決裁・供覧の方法の見直しです。決裁を原則電子で行うこととしている状況に合わせ、起案及び供覧の方法を改めるものです。改正する規則・訓令については、記載のとおりです。

最後に、施行年月日ですが、平成27年4月1日とします。

なお、改正法は、現在の教育長は教育委員として任期を満了するまでは従前の教育長として在職するものとしたことから、当該期間については、本規則のうち新教育長に関する規定は適用せず、改正前の規則の規定を適用することとする経過措置を設けるものです。

和田委員長 非常に細かい点まで改正しなくてはいけないので、苦勞があったことと思います。

明石委員 少々教えてほしいのですが、学校間連携組織の位置づけで、複数の学校で連携して業務を行う組織を規則上に位置づけるというのは、例えば学校の統廃合により、部活動を2つの中学校でやるということを想定したときに、部の担当の顧問を規則上で位置づけるなど、これはどのように文言を読めば良いかというのがわからなかったのですが。

伊藤教職員課長 学校間連携組織は、学校事務職員におけるものです。県が学校事務の共同実施を平成24年度から取り組んでいます。千葉市はさらにそれを一歩進める形で、学校事務職員を各ブロックで連携主任を置き、例えば事務職だよりなど各学校が発行していたものを、そのエリアの中で順番制にして実施するものです。

明石委員 主任主事職を廃止するというのも、それと関連しているわけですね。

伊藤教職員課長 そうです。

明石委員 それは良いかもしれないですね。小・中学校は事務職員は1校に1～2人しかいないから、ブロックでやるということですね。

議案第13号 千葉市教育委員会教育長の職務に専念する義務の特例に関する規則の制定について

和田委員長 総務課人事・労務担当課長、説明をお願いします。

武総務課人事・労務担当課長 議案第13号「千葉市教育委員会教育長の職務に専念する義務の特例に関する規則の制定について」、説明します。

まず、規則の趣旨ですが、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行により、教育長が一般職から常勤の特別職となることに伴い、教育長の職務に専念する義務を免除する場合を定める条例です。千葉市教育委員会教育長の職務に専念する義務の特例に関する条例が制定され、この4月1日から施行されることとなりました。本規則は、条例の規則に基づいて必要な事項を定めるものです。

条例に定めていることについては、記載の3つについて条例で定めています。そのうち、今回規則で定めたものは、(3)その他教育委員会規則で定める場合です。

内容については、「規則に規定される職免」の一覧に一般職との比較が掲載されています。一般職は人事委員会規則によって職務に専念する義務に関する規定が定められていますが、この一般職に該当する項目のうち、教育長には似つかわしくない内容を省いたものを、今回この規則に定めていくこととなります。

丸がついていないところが除外されていることとなりますが、(1)から(7)までは一般職と同様に、制度上は教育長にも認められているものです。(9)から(12)については、人事委員会へ勤務条件に関する措置を要求するもので、(11)、(12)については組合交渉関係です。このようなものは一般職には該当するのですが、教育長には該当しないということで、今回の規則からは除外をしています。

施行日は平成27年4月1日になります。

また、条例と同様に経過措置を設けており、新教育長が就任してから該当するという形になっています。

明石委員 少々教えてほしいのですが、「条例の概要」とあり、職務専念義務を免除する場合の、研修はわかるのです。「その他教育委員会規則で定める場合」はたくさんあると思うけれども、「厚生に関する計画の実施に参加する場合」というのは、例えば若い人が結婚して奥さんが出産したとき、育児休業や冠婚葬祭なども入るのですか。それとも裁判員制度で選ばれたときに出廷する場

合などなのか、これはどのように文言を読めば良いのでしょうか。
武総務課人事・労務担当課長 以前は職員の運動会などが該当していましたが、今現在の運用では、健康診断や人間ドックのみになっています。

明石委員 若い男性が病気になった場合や、育児を行う夫の主夫業の場合は厚生になりませんか。女性の場合、妊娠はあると思いますが。

武総務課人事・労務担当課長 育休などは、特別休暇の制度が別に当然定められています。あくまでもこれは職務専念義務の免除の規定なので、スキ間のような、細かいところを定めたものと考えていただければと思います。

明石委員 要するに、健康診断等ぐらいですね。

武総務課人事・労務担当課長 そうです。

議案第14号 博物館の登録に関する規則の制定について

和田委員長 生涯学習振興課長、説明をお願いします。

増岡生涯学習振興課長 議案第14号「博物館の登録に関する規則の制定について」、説明します。

規則の趣旨ですが、「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」が平成27年4月1日に施行されることにより、その中で博物館法の一部も改正になりました。

内容については、都道府県から指定都市に博物館の登録に関する権限が移譲されます。それに基づき、博物館法の第16条では、博物館の登録に関して教育委員会の規則で定めることになっているので、それに基づき今回の規則を制定するものです。

次に、博物館法の改正の概要ですが、改正前は、博物館を設置しようとする者は、当該博物館が所在する都道府県に備える博物館登録原簿に登録を受けるとされており、県に申請するようになっていました。改正後は、当該博物館が指定都市の区域内に存在する場合については、当該指定都市教育委員会に備える博物館登録原簿に登録をすることとされています。

該当する博物館については、郷土博物館、加曽利貝塚博物館です。付随して博物館相当施設もその法の中で決まっており、千葉経済大学の地域経済博物館が該当します。その3つの原簿を今年度末日に県に取りに行きまして、千葉市に備えます。

規則の概要としては、原簿の様式、手続に関わる様式、博物館の登録の審査の際や取り消しの際についての実地調査、それから

博物館を登録した際、登録等を抹消した場合の公示の方法などが記載され、施行年月日は、平成27年4月1日です。

議案第15号 事務局等職員の人事について

委員長 総務課人事・労務担当課長、説明をお願いします。

総務課人事・労務担当課長 議案第15号「事務局等職員の人事について」、説明します。

平成27年3月31日付及び同年4月1日付人事異動のうち、職務の級が5級以上のいわゆる管理職に関する人事について、千葉県教育委員会組織規則第8条第4号の規定に基づき議決を求めます。

まず、退職及び帰任についてです。3月31日付人事発令が、「生涯学習振興課文化財保護室長 横田正美」ほか12人の定年退職者、また「学事課長 小川彰」ほか20人の学校への帰任者等へ退職発令をするものです。ちなみに、勸奨退職、普通退職はありません。

次に、異動と市長部局等との交流になります。4月1日付人事発令については、他部局や学校現場等との人事交流、組織活性化、及び定年退職者等による欠員補充を基本とし、適材適所の配置に努め、発令を行うものです。

まず、「教育次長 田辺裕雄」が市長事務部局へ出向し、後任として「財政局財政部長 森雅彦」を、「生涯学習部長 朝生智明」が農業委員会事務局へ出向し、後任として「教育総務部企画課長 大崎賢一」を、それぞれ発令します。なお、企画課長の後任については、当面の間、教育総務部長が事務取扱いをします。

そのほか、課長級で16人、課長補佐級で25人にそれぞれ発令をします。

なお、女性登用関係ですが、「千葉県美術館派遣の田辺昌子」を担当課長へ昇格させ、美術館副館長とし、また中央図書館管理課長は今、男性職員ですが、後任に小池幸江を配置するなど、女性職員の登用にも努めているところです。

また、新設の県費移譲課長に「現県費移譲担当課長 大野治充」、生涯学習振興課内の「特別史跡課担当課長補佐 志保澤剛」を昇格で文化財課長に配置するなど、期間が限られる課題に対して、業務の継続性などを考慮した適切な人材を配置しています。

次に、採用については、学校現場から事務局への採用となりますが、課長級の「学事課統括管理主事 大井力」を初め、21人を新たに採用するものです。その他、詳細は資料に記載のとおり

です。

議案第16号 市費負担教育職員の人事について

委員長 教職員課長、説明をお願いします。

教職員課長 議案第16号「市費負担教育職員の人事について」ですが、当該議案は平成27年4月1日付千葉市立千葉高等学校並びに千葉市立稲毛高等学校の管理職の人事発令について、千葉市教育委員会組織規則第8条第4号の規定に基づき議決を求めるものです。

千葉市立稲毛高等学校の校長として「現千葉県立船橋高等学校副校長 植草茂生」を、千葉市立稲毛高等学校の教頭として「現千葉県立松戸南高等学校教諭 黒川康宏」を、千葉市立千葉高等学校の教頭として「現千葉県立流山北高等学校教頭 深山和利」を採用するものです。

なお、前任者については3月31日付で退職し、「現千葉市立稲毛高等学校校長 山本昭裕」は千葉県立木更津東高校校長へ、「千葉市立稲毛高等学校教頭 岡田佳也」は千葉県立佐倉東高校教頭へ、「千葉市立千葉高等学校教頭 遠藤明男」は千葉市教育委員会に、それぞれ着任する予定です。

8 その他

(1) 講師等に関する研修システムについて、明石委員から意見があった。これに関連し、次のとおり質疑応答等があった。

明石委員 一つお願いがあるのですが、現場の先生と話して聞いたところ、教員は初任者研修や5年目研修、10年目研修があるのだけれども、非常勤講師は研修を受けないため、自分勝手な我流で変な手法が身について、教員になり、チームをつくるときに非常にうまくいかないケースも生じつつあるらしいです。本当は文科省が考えないといけないのですし、公費の支出では難しいのですが、非常勤講師の研修システムを、教育委員会独自でやらざるを得ないかと思います。

1年ぐらいなら良いけれども、2年、3年経つと自分で勝手にやっていることがうまくいくと変な自信がついて、「私のほうがうまいんだ」などと言いかねないのではないのでしょうか。フォーマルな研修、基礎・基本はきちんと千葉市がセンター等でやっていただいているので、何かそこにうまくバイパスを設けて、講師の研修システムを検討してくれないかというお願いです。現場からそのような意見が研究会で結構出てくるのですよ。

遠藤教育センター所長 非常勤講師に特定されると難しい部分はあるのですが、夏の専門研修には、管理職に積極的に常勤講師を含めて講師も派遣してほしいという広報はしています。

さらに、平成24年度から教員の大量退職、あるいは産前後休暇・育児休暇の取得者の増加に伴い、採用前のため、「ビフォーア一研修」という名前をつけて、養護教育センターと教育センターで、4月に3回、後期には11月に3回という形で、時間内ではないですが、夜間講座として、初任者研修の内容と重複することも実施しています。ただ、正規の時間内ではないので、なかなか全員が参加ということにはできないかもしれません。

ちなみに、平成24年度は養成養護教育センターと教育センターを含めて71人で、平成25年度は211人、平成26年度は219人です。これは延べ人数ですので、それで何人というものではないのですけれども、そのような形で非常に効果を上げ、講師の先生方にとっては非常に満足度の高い研修になっています。

次年度も引き続きそれは実施していきませんが、時間内に実施していくという部分については、少々時間をいただき、検討から始まらなければいけないので、すぐにはできませんが、よろしくお願ひします。

志村教育長 そのほか、学校から依頼があった際には、時間が長く、ぴったり一緒ではない、ですけれども、NPOの夢工房から、講師に派遣している例があります。先ほど話があったように、普段の勤務時間の中で研修の時間をとるということは、講師は時間的な制限があり、それがどうしてもネックになってしまうので、今言ったような形の教員のOBなどを使った形や、学力向上サポーターなどの方々に講師のサポートをお願いする形で実施しています。しかし、本当に学校には苦勞をかけていることと思います。

明石委員 職免ができないからね。

志村教育長 そうなのです。正規の教職員ではないので、研修の義務がなく、苦勞はかけていると思います。できるだけそのような面で、ボランティアを手配するなど、今後とも検討していきたいと思ひます。

中野委員 今、「いのちを守る教育推進プラン」ということで、生徒の救命救急の研修が大分進んでいると聞いているのですが、この間、地元の中学校で衛生委員会に出て、たまたまその話が出て聞いたところ、先生方は、「一回ぐらひやったことはある、でもいつだ

ったかな」という話でした。先生方も一回の研修ではすぐに対応できないので、ぜひ定期的にできるようなシステムなどの方法はないのでしょうか。

明石委員 そうですね、繰り返してやらないといけませんね。

中野委員 医者でもやはり慣れていないとうまくはできないことがあるので、ぜひ千葉市内では学校で死亡者が出ないというような形をお願いしたいと思います。前も言いましたが、食物アレルギーによるショックはタイミングがずれると心肺停止になることがあり、そのようなときに全ての先生方が対応できるような形にしてほしいと思うのです。衛生委員会に出てくる先生方は割とそのようなことに関係の深い先生方だと思うのですが、皆さん、やったことはあるのですが、いつだったかなというような状況だったので、もう少し間隔を短く、定期的を実施することは不可能なのか、それとも可能でしょうか。

津野保健体育課長 「いのちを守る教育推進プラン」については、平成23年度から事業を実施しており、当初は1中学校区、4校での実施から、現在は14中学校区、41校で実施している状況です。各学校には応急手当普及員の方もおり、できるだけそのような研修が各学校へ広まっていくように、さらに周知をしていきたいと考えています。

中野委員 生徒への研修はそのように進めると思うのですが、先生方への研修ですね。そのときでも構いませんし、できるだけ多くの先生方にできるようになってもらえるとありがたいので、よろしくお願いいたします。

和田委員長 例えば大きな災害が起きたときなどにもやはり先生の力は大きいと思います。東日本大震災から4年が経ってしまいましたが、今後考えてもらえればと思いますので、よろしくお願いいたします。

(2) 川崎市における中学1年生殺人事件について、明石委員から意見があった。これに関連し、次のとおり質疑応答等があった。

明石委員 川崎の例の事件の件で、細かいことは申さず、学校だけに限定すると、五十何回電話をして、家庭訪問もしていますよね。多分若い女性教師だと思うのですが、問題はハウレンソウ、連絡を教頭、校長、さらに生徒指導部会にしたのか、その辺がわからないのですよ。そうすると、例えば千葉県では、校長が熱心な先生に対して、「会うまで帰ってくるな」という指導をやっています。その先生は、「そのとき頭に来た。何で夜帰ってくるまでいなき

やいけないんだ」と思ったようですが、その校長の指示を受けて行ったがために、会って、うまくいったということがあったようです。

要するにトップリーダーは、そのような危機管理のときに、教師は嫌がるけれども、あれだけ熱心な先生ですから、「責任を持って、会うまで帰ってくるな」くらいの、ことは言ったと思うのですが、やはり会わないということがあります。ですから、教師を責めるのではなく、組織の長としては、危機管理のときには会うということが大事だと思います。千葉市の場合はそれを実施していると思いますが、このようなことは20年に1回くらい繰り返すので、やはり、今一度いじめの問題も含めて、もし校長研修、教頭研修があればそのような研修を何回もやってほしいと思っています。

和田委員長 要望としてぜひ伝えてほしいと思いますが、事務局から何かありますか。

山本指導課長 ありがとうございます。本市においては報・連・相（ハウレンソウ）をしっかりと、校長の指導のもと、学校組織全体で取り組むように常日頃から指導しているところです。

青少年サポートセンターもありますので、学校と青少年サポートセンター、警察、さらに児童相談所等とも連携をとっていきたいと考えています。月に一度、サポートセンターや児童相談所も招いた生徒指導の特別対策委員会で、気になる子どもたちのことについて情報交換をしているところです。

また、今年度から始まった学校問題解決推進事業において、初期対応の仕方、クレーマーの状態になってきた場合はどうしたら良いかということ、また基本的な心構え等についてまとめて、それを資料として管理職の研修等で活用していこうと今日話し合いが行われました。それをまとめ、次年度に向けて資料としていきます。事例をもとにしてつくった有効な資料ですので、資料を使って研修を深めていきたいと思っています。

明石委員 ありがとうございます。いろいろ千葉市の人事を見ると、経験が2年、3年で退職の校長が結構増えているのです。ということは教頭の在職が結構長いのです。やはり教頭職と校長職の判断力と決断力は違うので、教頭職が長いと、上に校長がいるから何となく決断しないのです。新任や2年目、3年目の校長に徹底的に危機管理について焦点を定めていつか研修を実施しな

ければ、また何かいろんなことが起きるといった感じがします。校長を5年くらい務めればわかるけれども、ここ5年くらいは大体2年、3年で辞める方が多いという感じがしています。ぜひそのようなことを頭に置きながら研修を実施してほしいと思います。

和田委員長 そうですね。危機管理と一言で言っても非常に多岐にわたっていると思います。事例をもとにしたマニュアルを作成しているということですが、それに入らないようなこともたくさんあると思うので、そうするとやはりその場での校長もしくは教育委員会の決断ということになると思います。そのため、本当に何が起きるかわからないという想定のもとに、それは想定ではないですが、考えていかななくてはいけないと思いますので、よろしく願います。

それでは、最後に事務局から何かありますか。

(3) 第4回定例会は、平成27年4月15日（水）午後2時より開催することと決定した。

9 閉会

和田委員長より閉会を宣言